身体障害者手帳に関するQ&A

- Q 身体障害者手帳の交付を受けるのに年齢的な制限はありますか。
 - A 原則として、障害程度を判定することが可能になる概ね3歳から身体障害者手帳の交付を受けることができます。ただし、 3歳未満でも障害程度や永続性が明確な症例等については 障害認定できる場合があります。年齢の上限は特に決められていません。
- Q 外国籍でも身体障害者手帳の交付を受けられますか。
 - A 在留カード等により居住地が明確で在留資格が有効な方なら交付申請することができます。一時的な滞在や、不法入国・ 不法残留の場合は交付の対象外となります。
- Q 他県で身体障害者手帳の交付を受けておりますが、香川県に引っ越してきた場合にどうしたらよいですか。
 - A 身体障害者手帳は全国共通ですので、他の都道府県で交付されたものも使用できます。ただし、新しくお住まいになる市町の障害福祉担当窓口に手帳と居住地変更届を提出していただく必要があります。

- Q 身体障害者手帳の記載欄の余白がなくなりましたが、どうすればよいですか。
 - A お住まいの市町障害福祉担当窓口で、再交付の手続をしてください。その際、写真1枚が必要です。
- Q 身体障害者手帳の写真が昔のものなので換えたいのですが。 A お住まいの市町障害福祉担当窓口で、再交付の手続をして ください。その際、写真1枚が必要です。
- Q 身体障害者手帳の交付を受けるために費用はかかりますか。 A 身体障害者手帳の交付手数料は要りません。ただし、診断 書の作成、写真の撮影、申請等のための交通費等は、自己負 担となります。
- Q 身体障害者手帳に第1種や第2種の記載があるのですが、どういうことですか。
 - A 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引制度上の区分で、第1 種と第2種では割引内容が異なります。